

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

姫路市立花田小学校

## 1 学校の教育方針

学校は、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組まなければならない。

本校は、花田中学校と小中一貫教育を推進している。9年間を見通して児童・生徒の健やかな成長を促し、「自ら伸びようとする子」を目指す子ども像として位置付け、連携した教育活動を展開している。

特に、小学校では「豊かな心と丈夫な体をもち、夢の実現に向け未来に挑戦する子どもの育成」を学校目標として、「はっきりと自分の思いを表現できる子」「なぜ?どうして?と考え挑戦できる子」「だれにでもやさしくできる子」をめざす児童像として、全教職員、保護者が一体となって積極的な教育活動を展開している。

すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲を持って取り組み、豊かに生きる力を身に付けることができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を整備している。生徒指導においては、常に未然防止を念頭に置き、いじめの早期発見に取り組んでいる。いじめを認知した場合には、速やかな解決をめざし、適切且つ組織的に対応していくために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

いじめは、命や人権に関わる問題であり、人として絶対に許されない行為である。特に学齢期の児童にとっては教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。いじめはどの子にもどの学級にも起こり得るという認識を踏まえ、一人の教師が抱え込むものではなく、学校を上げて組織的に対応し、関係機関とも連携していくものである。

いじめの定義としては、いじめ防止対策推進法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

これを受けて、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある為、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめを防止する為には、全ての教職員・学校・家庭・地域が一体となり、継続して未然防止・早期発見・早期対応に努めていく必要がある。そして、子どもたちが安心して学校生活を送り、一人一人の夢の実現に向かって学習活動や仲間づくりに夢中になれる環境を作り上げ「自ら伸びようとする子」の育成を目指して以下の指導体制（4）のもと積極的に推進していく。

### 3 いじめの基本認識

いじめのない学校をつくるには教職員が、いじめに対する同一の基準をもっていなければならない。  
そこで、以下の項目をいじめの基本認識として周知する。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に関係することが多い。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ⑩ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

### 4 いじめの防止等の指導体制（日常の指導体制）（※図1）

#### （1）いじめの未然防止に向けた取組（いじめを生まない土壌づくり）（※別紙1）

- ◆学習指導の充実・・・**学習規律の確立、機能的な学習集団づくり、わかる授業の研究推進、ライフスキル教育の授業実践**
- ◆特別活動の充実・・・**居場所づくり、支持的風土づくり・主体的活動の推進、学年朝会で児童の「よいところ」を認め合う**
- ◆教育相談の充実・・・**心に寄り添う指導、スクールカウンセラーの活用、児童の立場に立って考える**
- ◆人権教育の充実・・・**人権意識の高揚、自己肯定感（有用感）の育成、自尊感情の育成**
- ◆保護者地域との連携・・・**学校いじめ防止基本方針の周知・授業参観  
地域行事への積極的参加**
- ◆職員研修の充実・・・**カウンセリングマインド研修、校区に学ぶ人権教育研修**

#### （2）早期発見のための取組（子どもの変化を素早く察知）

##### <学校>

- ◆幅広い情報収集・・・**観察、養護教諭との連携、児童保護者との連携、登下校指導**
  - ・学年内での打ち合わせ
  - ・月1回の生活指導委員会での報告
  - ・スクールカウンセラーとの相談・連絡
  - ・「生活アンケート」の実施（学期に1回）
  - ・休み時間の見回りと日々の観察
  - ・チェックリストによる細かな実態把握（※別紙2）
  - ・ライフスキル教育授業での自尊感情の育成

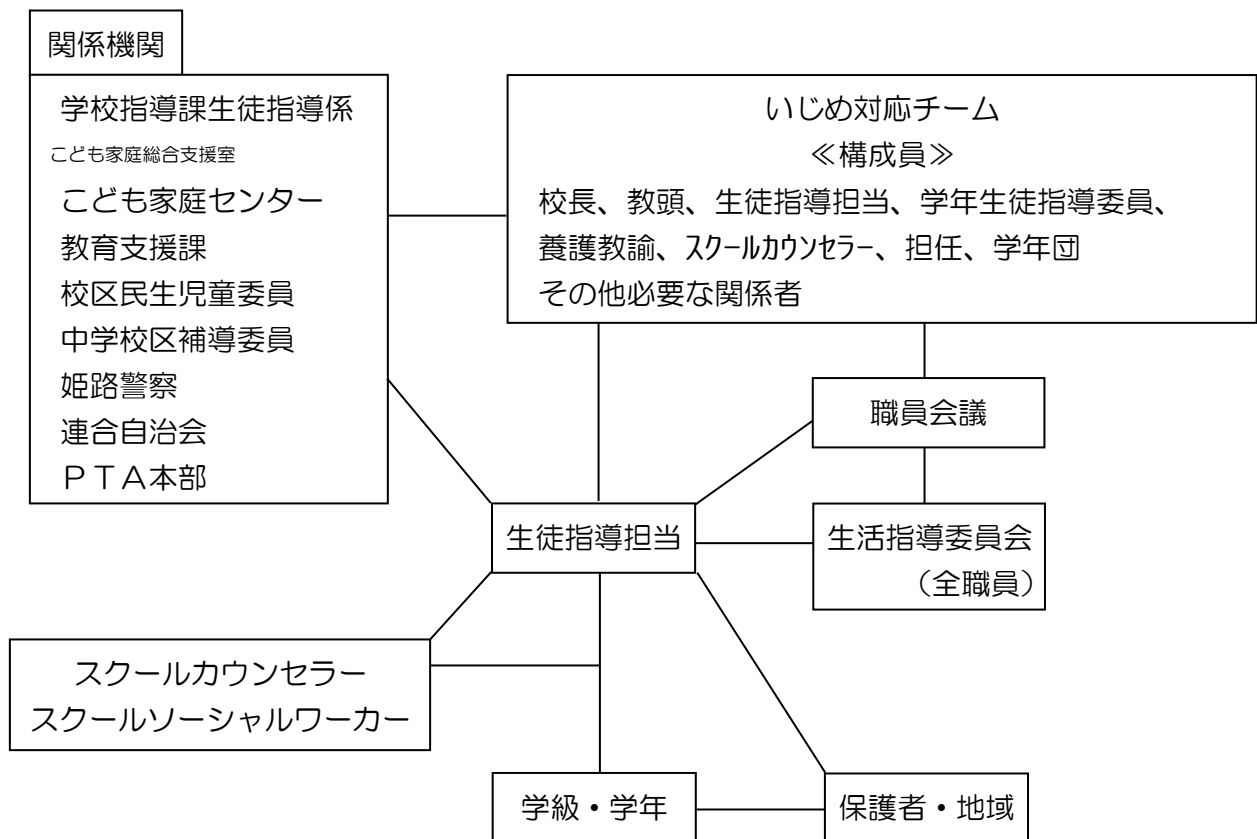
<児童>

- ・特別の教科「道徳」を通して、道徳性を養う
- ・自尊感情を高める
- ・一人一人を大切にしようとする学級づくり
- ・問題や課題を教師や大人に相談できる力の育成
- ・わかる授業の実践を通じた確かな学力の育成
- ・情報モラルの授業を通じたネットトラブルに巻き込まれない力の育成

<家庭・地域・関係機関>

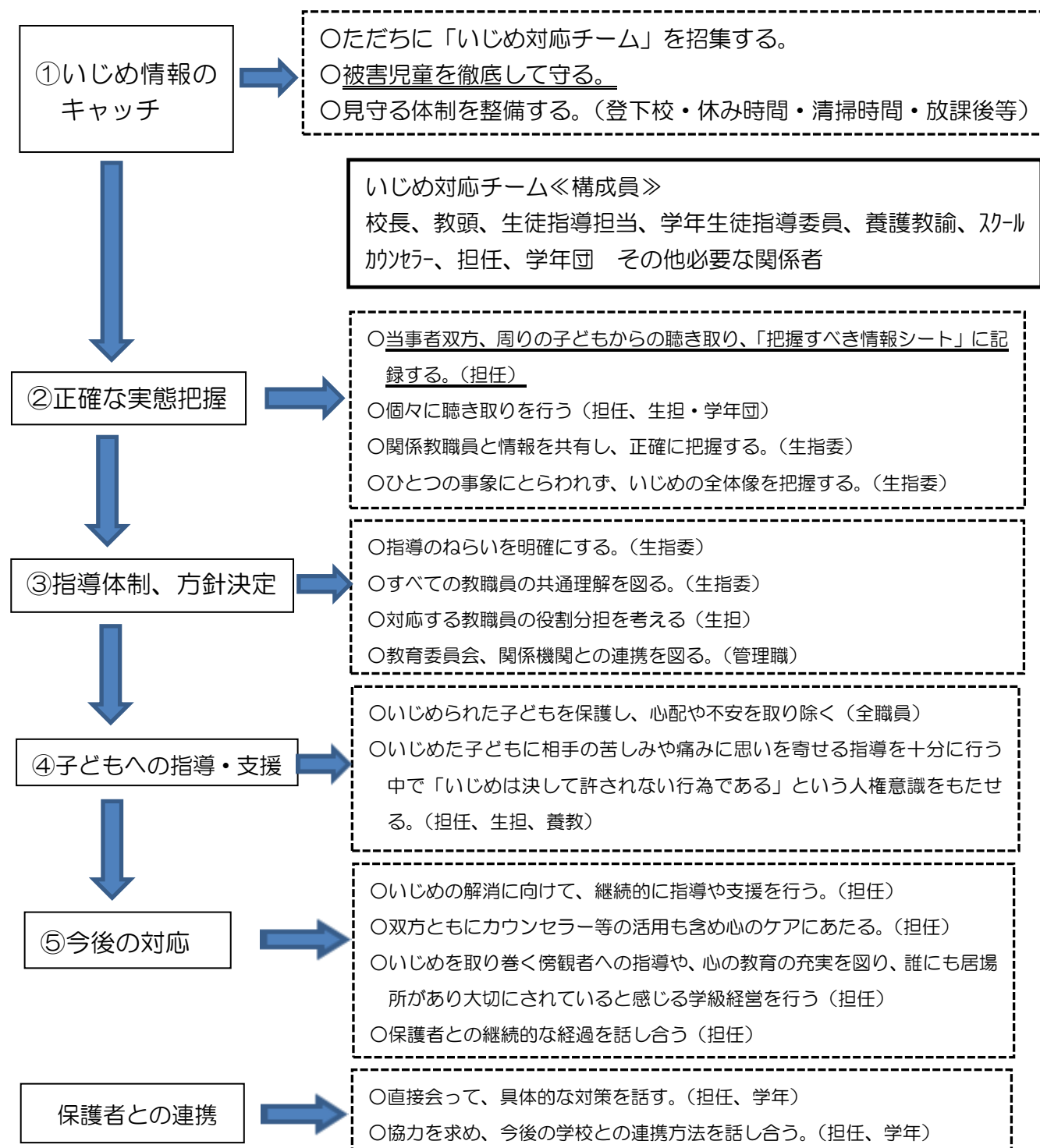
- ・保護者への啓発
- ・スクールカウンセラーとの相談
- ・警察との連携
- ・放課後児童クラブとの連携
- ・保幼小中の連携
- ・授業参観、学校だより、学年だより

(図 1) 日常の校内指導体制及び関係機関



※ いじめ防止対策推進法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をする事が大切であり、いじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、組織的に対応する。

## 5 いじめ事案発生への対応と基本的な流れ（組織的対応・積極的認知）



〈把握すべき情報シートの例〉

- ①だれがだれをいじているのか?・・・【加害者と被害者の確認】
- ②いつ、どこで起こったのか?・・・【時間と場所の確認】
- ③どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか?・・・【内容】
- ④いじめのきっかけは何か?・・・【背景と要因】
- ⑤いつごろから、どのくらい続いているのか?・・・【期間】

子どもの個人情報、その取扱いに十分注意すること

※ いじめ解消についての要件は以下の通りとする。

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月は継続している事。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていない事が本人及びその保護者への面談等により確認されている事。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日(月10日以上)を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てを受けた時は、校長が判断し、適切かつ真摯に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会を通じて市長に報告するとともに、教育委員会がその事案についてどのように調査を行い、どのような調査組織とするかについて以下、(ア)(イ)より判断を仰ぐ。

#### (ア) 学校が主体となる場合

いじめ対応チームの校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行い、事態の解決にあたる。

また、教育委員会より派遣される「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」と連携し、適切な指導・助言等を仰ぎ、早急に事態の解決にあたる。

#### (イ) 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が、教育委員会の諮問に基づき調査を行うものとする。

### (3) その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、ホームページ(2026年5月1日更新)等で公開する。更に、学校評議員会、小中合同地域懇談会、学級懇談会、授業参観等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検を行い、実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、結果を踏まえて改善していく。また、本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者、地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会議 研・ 修 等	いじめ対応チーム会議① ・年間計画立案 ・職員研修 ・生活指導委員会 ・校内支援委員会	・生活指導委員会 ・校内支援委員会 ・花田っ子を知る会	いじめ対応チーム会議② ・生活指導委員会 ・校内支援委員会	・生活指導委員会 ・校内支援委員会 ・小中学校加わりリ グマインド研修		いじめ対応チーム会議③ ・生活指導委員会 ・校内支援委員会
未然 防止 に 向けた 取組	・学習規律の確立 ・学年朝会の活用 ・特別活動の充実 ・集会活動の充実 ・SC 相談 ・ライフスキルの 授業（年間）	・家庭訪問 （教育面談） ・学年朝会の活用 ・集会活動の充実 ・SC 相談	・学年朝会の活用 ・学校評議員会 ・集会活動の充実 ・SC 相談	・集会活動の充実 ・SC 相談 ・推進訪問	・校区巡回補導 ・休業中の保護者 連絡や家庭訪問 の実施	・学年朝会の活用 ・集会活動の充実 ・SC 相談
早期 発見 に 向けた 取組	・休み時間の観察 ・校区巡回補導	・休み時間の観察 ・校区巡回補導	・休み時間の観察 ・校区巡回補導 ・生活アンケート 実施 ・アンケートによ る個別面談	・休み時間の観察 ・校区巡回補導 ・個別懇談会	・休み時間の観察 ・校区巡回補導	・休み時間の観察 ・校区巡回補導

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議 研・ 修 等	・生活指導委員会 ・校内支援委員会	いじめ対応チーム会議④ ・生活指導委員会 ・校内支援委員会	・生活指導委員会 ・校内支援委員会 ・花田っ子を知る会	いじめ対応チーム会議⑤ ・生活指導委員会 ・校内支援委員会	・生活指導委員会 ・校内支援委員会	いじめ対応チーム会議⑥ ・生活指導委員会 ・校内支援委員会 ・年間計画の見直し
未然 防止 に 向けた 取組	・集会活動の充実 ・SC 相談	・集会活動の充実 ・SC 相談	・集会活動の充実 ・人権教室 ・SC 相談 ・推進訪問	・集会活動の充実 ・SC 相談	・薬物乱用防止教 室 ・集会活動の充実 ・SC 相談	・集会活動の充実 ・SC 相談 ・学年研修と学級 編成
早期 発見 に 向けた 取組	・休み時間の観察 ・校区巡回補導	・休み時間の観察 ・校区巡回補導 ・生活アンケート 実施 ・アンケートによ る個別面談	・休み時間の観察 ・個別懇談会 ・校区巡回補導 ・休業中の保護者 連絡や家庭訪問 の実施	・休み時間の観察 ・校区巡回補導	・休み時間の観察 ・校区巡回補導 ・生活アンケート 実施 ・アンケートによ る個別面談	・休み時間の観察 ・校区巡回補導 ・休業中の保護者 連絡や家庭訪問 の実施

※ いじめ対応チーム会議は、定例会以外に、いじめ発見と同時に即時開催する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

（別紙2）

## 教室

- 1 朝、靴箱の靴が乱れている。また、靴が見当たらない靴箱がある。
- 2 掲示物や背面黒板、前面黒板の下部床面が、乱れたり汚れたりしている。
- 3 教室のゴミ箱や教室入り口のドアのレールにゴミがあふれている。
- 4 特定の児童だけの机の間隔が、他の児童との机の間隔と違って離れている。

## 集団

- 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けぬ雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたり、嘲笑したりするグループがある。
- 8 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中に特定の児童に消しゴムなどを投げている。

## 被害児童

- 11 一人でいることが多い。
- 12 遅刻・欠席・早退が多くなってきた。
- 13 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 14 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 15 教職員の近くに居たがったり、話しかけ続け離れようとしなかったりする。
- 16 持ち物や机に落書きをされる。
- 17 靴箱の靴を隠されたり、違う所に入れられたりする。
- 18 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 19 発言すると声をかけられたり、からかわれたりする。
- 20 一人だけで掃除をしていることが多く、常にゴミ捨てや雑巾・バケツの当番になっている。
- 21 服に靴跡がついていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
- 22 手足に傷やあざがある。
- 23 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 24 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。
- 25 いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにおどおどしている。

## 加害児童

- 26 教職員によって言動や態度を変える。
- 27 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりする。
- 28 特定の児童にだけ強い仲間意識を持ち、常に目でコンタクトを取ろうとする。
- 29 躊躇なく人の物を使ったり、返さなかったりする。
- 30 グループで行動することが多く、他の児童を威嚇したり、からかったりする。
- 31 活発に活動するが、他の児童に対して乱暴な言葉を使う。

※ 各自、定期的にチェックして未然防止・早期発見につなげる。